

2016年12月1日以降
出発の方用

個人セットプラン・留学生用セットプラン 保険期間
(旅行期間) 32日以上



H.S. insurance

エイチ・エス損保の 海外旅行保険

2016年
12月1日以降
出発の方用



海外での不安をしっかりサポート

世界の提携医療機関で対応
**キャッシュレス
医療サービス**

充実の治療・救援費用
「無制限」
(治療・救援費用
無制限タイプの場合)

24時間365日
日本語で対応
**エイチ・エス
サポートセンター**

エイチ・エス損保の海外旅行保険は、ケガや病気・盗難など、海外旅行中に思いがけなく発生するアクシデントからあなたをお守りします！

旅行中に事故で困ったとき、お客様をサポートします！

エイチ・エス サポートセンターは
24時間365日日本語対応で
安心のサポートをご提供します！*

旅行中のケガや病気のときの
キャッシュレス提携医療機関の紹介・手配
をはじめ各種のサービスで
お客様をサポートします。



▶医療機関の紹介・手配など

最寄りの医療機関や専門医、日本語の話せる医師・医療機関などの紹介・手配をします。

▶入院・転院の手配

適切な治療を行うため設備の整った病院や専門医のいる病院への入院・転院の手配をします。

▶緊急移送時などの輸送機関の手配

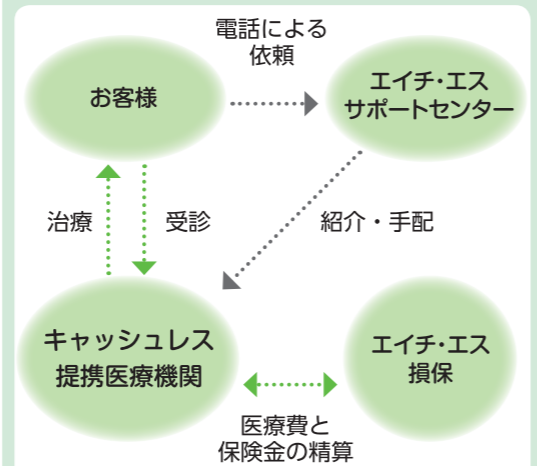
必要な輸送機関を患者さんの状況に応じて手配します。

▶電話による医療通訳サービス

▶パスポートやクレジットカードの紛失・盗難時の手続き案内

キャッシュレス
医療サービス*

キャッシュレス提携医療機関では、窓口で保険契約証（保険証券）とパスポートを提示することで、お客様はキャッシュレスで診療を受けることができます。



旅行かばん/
カメラ・ビデオカメラ等
修理サービス*

(帰国後のサービスとなります。)

「携行品」の補償で対象となる偶然な事故によりスーツケースやカメラ等が破損した場合、提携する修理業者が、引取・修理・納品までを一貫して行う「修理サービス」をご利用いただけます。(本サービスのご提供は、携行品損害補償特約がセットされているお客様に限りです。詳しくは、サポートブックをご覧ください。)

*サービス提供に伴う実費が、ご契約いただいた保険金額（ご契約金額）や支払限度額を超過する場合の超過部分や、当社海外旅行保険でお支払いの対象とならない費用については、お客様のご負担となります。

旅先で実際にこんなトラブルが起きています！

事故例 CASE1



カナダで、エコノミークラス症候群（肺塞栓症）により、入院。治療後、医師付き添いで日本へ搬送され国内の病院へ再入院。治療費、救急費、帰国のための航空運賃、付き添い医師・看護師の航空運賃、日本での治療費等が発生。

お支払い保険金
合計約 **1,800万円**

<エイチ・エス損保調べ>

治療・救急費用の特長

- ケガや病気になったことにより、必要となった治療費や救急費に加え、旅行行程を離脱した場合に、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費も補償します！
- 入院により必要となった身の回り品購入費や国際電話料などの通信費を補償します！

事故例 CASE2



スペインで、荷物を持ち替えるため手に持っていたスマートフォンをバックに入れた直後にスリにあい、バックからスマートフォンを盗まれた。

お支払い保険金
約 **8万9千円**

<エイチ・エス損保調べ>

携行品の特長

携行品損害について、再調達価額*でお支払い！
*同一の質、用途、規模、型、能力の物を新たに購入するのに必要な額（修理可能な場合には、修理金額を限度）を損害額とします。ただし、1点あたり10万円がお支払いの限度となりますので、ご注意ください。

おすすめ 海外では、治療・救急費用が高額になりがちです。エイチ・エス損保では、自己負担額の心配がない治療・救急費用「無制限」のタイプをおすすめしています！

個人セットプラン (保険期間32日以上)のご案内

こんなときに保険金をお支払いします！

▶ケガや病気の補償

詳細は、ページ⑦～⑧の 海外旅行保険の概要 (保険期間32日以上用) をご覧ください。

治療・救急費用



旅行中のケガで
治療・入院が
必要になった場合



旅行中の病気
治療・入院が
必要になった場合



旅行中のケガや病気
3日以上入院し、
救援のために日本から
家族が駆けつけた場合

傷害死亡



旅行中のケガが原因で
亡くなった場合

傷害後遺障害



旅行中のケガが原因で
後遺障害が生じた場合

疾病死亡

旅行中の病気が原因で
亡くなった場合

▶その他の補償

詳細は、ページ⑦～⑧の 海外旅行保険の概要 (保険期間32日以上用) をご覧ください。

携行品



旅行中に持ち物を
盗難された場合



旅行中に誤って
カメラを落とし、
壊してしまった場合



浴槽からお湯を溢らせ、
ホテルの部屋中を水
浸しにしてしまうなど損害
賠償責任を負った場合

航空機遅延



悪天候、機体の異常などにより、
搭乗予定の航空機が欠航し、
予定外のホテル代が発生した場合

航空機寄託手荷物遅延



搭乗時に航空会社に預けた手荷物が、
航空機が目的地に到着後
6時間以上経っても目的地に届かず
身の回り品を買った場合

▶オプションの補償

旅行変更費用 [オプション]
(出国中止費用補償対象外特約セット)

旅行中に家族が亡くなったり、
危篤になり、旅行をとりやめ帰国したため、
旅行のキャンセル費用が発生した場合
*保険期間3ヵ月未満の契約にセット可能

クルーズ旅行取消費用 [オプション]

クルーズ旅行に参加する予定だったが、
3日以上入院し、旅行に参加できず、
旅行のキャンセル費用が発生した場合

緊急一時帰国費用 [オプション]

旅行中に家族（被保険者の配偶者または2親等
以内の親族）が亡くなったり、危篤になり、一時
帰国したため、往復の交通費が発生した場合
*保険期間3ヵ月以上の契約にセット可能

- ご契約タイプによりセットされる補償が異なりますのでページ③～④の「ご契約タイプ一覧表」でご確認ください。
- 「オプションの補償」は、追加保険料をお支払いいただくことによりセットすることができます。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

個人セットプラン (保険期間32日以上)のご案内

ご契約タイプ一覧表 ご契約タイプを選び、申込書のご契約タイプ欄にご記入ください。

重要!

下記に該当する場合は、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額について、それぞれ1,000万円以下のご契約タイプからお選びください。※

- ①被保険者(ご旅行者=保険の対象となる方)が保険期間の初日において、満15歳未満の場合
- ②被保険者(ご旅行者=保険の対象となる方)の年齢にかかわらず、ご契約者と被保険者が異なり、申込書に被保険者同意署名がない場合

※上記①または②に該当する場合で、同種の補償内容の他の保険契約等があるときは、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額について、それぞれ他の保険契約等と合算で、1,000万円以下としてください。

※被保険者が保険期間の初日において満81歳以上の場合は次のプランからご契約タイプをお選びください。

・81歳～85歳までの方 [プラン4](#) ・86歳以上の方 [プラン5](#)

15歳～69歳までの方

ご契約者と被保険者が同じ場合

ご契約者と被保険者が異なる場合

この保険の被保険者となることについて被保険者に同意の署名をもらえる場合

この保険の被保険者となることについて被保険者に同意の署名をもらえない場合

プラン1をおすすめします!
(プラン2からもお選びいただけます)

プラン2からお選びください!

0歳～14歳までの方



ご契約タイプ	プラン1						
	おすすめ 治療・救援費用無制限						
	J05	J23	J02	J01	H23	H01	
保険金額(ご契約金額)							
傷害死亡	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	
傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	
治療・救援費用	無制限	無制限	無制限	無制限	2,000万円	1,000万円	
疾病死亡	3,000万円	2,000万円	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円	
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
携行品	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	
航空機寄託手荷物遅延	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
航空機遅延	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	
保険期間(旅行期間)	お支払いいただく保険料						
32日～34日まで	21,750円	19,320円	18,440円	16,890円	16,510円	13,720円	
35日～39日まで	25,200円	22,520円	21,560円	19,840円	19,130円	16,010円	
40日～46日まで	30,370円	27,220円	26,120円	24,070円	23,000円	19,300円	
47日～53日まで	36,250円	32,590円	31,320円	28,930円	27,380円	23,040円	
2ヵ月まで	43,210円	38,860円	37,370円	34,510円	32,530円	27,360円	
3ヵ月まで	59,760円	53,970円	52,030円	48,180円	44,940円	37,970円	
4ヵ月まで	85,320円	77,300円	74,680円	69,280円	64,020円	54,260円	
5ヵ月まで	111,110円	100,750円	97,420円	90,390円	83,190円	70,540円	
6ヵ月まで	136,400円	123,780円	119,770円	111,160円	102,020円	86,560円	

プラン2	
保険金額(ご契約金額)	
傷害死亡	1,000万円
傷害後遺障害	1,000万円
治療・救援費用	無制限
疾病死亡	1,000万円
賠償責任	1億円
携行品	30万円
航空機寄託手荷物遅延	10万円
航空機遅延	3万円
保険期間(旅行期間)	お支払いいただく保険料
32日～34日まで	16,890円
35日～39日まで	19,840円
40日～46日まで	24,070円
47日～53日まで	28,930円
2ヵ月まで	34,510円
3ヵ月まで	48,180円
4ヵ月まで	69,280円
5ヵ月まで	90,390円
6ヵ月まで	111,160円

70歳～80歳までの方

ご契約者と被保険者が同じ場合

ご契約者と被保険者が異なる場合

この保険の被保険者となることについて被保険者に同意の署名をもらえる場合

この保険の被保険者となることについて被保険者に同意の署名をもらえない場合

プラン3をおすすめします!
(プラン4・5からもお選びいただけます)

プラン4からお選びください!
(プラン3のH31もお選びいただけます)

ご契約タイプ	プラン3		
	H53	H32	H31
保険金額(ご契約金額)			
傷害死亡	3,000万円	2,000万円	1,000万円
傷害後遺障害	3,000万円	2,000万円	1,000万円
治療・救援費用	1,500万円	1,500万円	1,000万円
疾病死亡	500万円	300万円	300万円
賠償責任	1億円	1億円	1億円
携行品	30万円	30万円	30万円
航空機寄託手荷物遅延	10万円	10万円	10万円
航空機遅延	3万円	3万円	3万円
保険期間(旅行期間)	お支払いいただく保険料		
32日～34日まで	18,160円	17,140円	15,940円
35日～39日まで	21,180円	20,070円	18,730円
40日～46日まで	25,560円	24,270円	22,690円
47日～53日まで	30,600円	29,110円	27,260円
2ヵ月まで	36,430円	34,660円	32,460円
3ヵ月まで	50,560円	48,230円	45,270円
4ヵ月まで	72,320円	69,140円	65,020円
5ヵ月まで	94,110円	90,040円	84,730円
6ヵ月まで	115,520円	110,590円	104,120円

81歳～85歳までの方



86歳以上の方



プラン4からお選びください!

プラン5からお選びください!

ご契約タイプ	プラン4		プラン5
	H11	H86	H86
保険金額(ご契約金額)			
傷害死亡	1,000万円	500万円	500万円
傷害後遺障害	1,000万円	500万円	500万円
治療・救援費用	1,000万円	1,000万円	1,000万円
疾病死亡	—	—	—
賠償責任	1億円	1億円	1億円
携行品	30万円	30万円	30万円
航空機寄託手荷物遅延	10万円	10万円	10万円
航空機遅延	3万円	3万円	3万円
保険期間(旅行期間)	お支払いいただく保険料		
32日～34日まで	15,740円	15,310円	15,310円
35日～39日まで	18,500円	18,030円	18,030円
40日～46日まで	22,400円	21,860円	21,860円
47日～53日まで	26,920円	26,290円	26,290円
2ヵ月まで	32,050円	31,310円	31,310円
3ヵ月まで	44,700円	43,740円	43,740円
4ヵ月まで	64,190円	62,880円	62,880円
5ヵ月まで	83,620円	81,960円	81,960円
6ヵ月まで	102,740円	100,740円	100,740円

オプションの補償

追加保険料をお支払いいただくことによりセットすることができます。

▶旅行変更費用(出国中止費用補償対象外特約セット)

▶クルーズ旅行取消費用

※上記の特約については取扱代理店までお問い合わせください。

▶緊急一時帰国費用

旅行中に家族(被保険者の配偶者または2親等以内の親族)が亡くなった、危篤になり、一時帰国した場合に、往復の交通費、ホテル代等をお支払いします。(海外渡航前から既に入院中であつたり、治療を受けている疾病等が原因となるものは対象となりません。)

※保険期間3ヵ月以上の契約にセット可能



緊急一時帰国費用の保険金額設定の目安

	アジア	北米・オセアニア	ヨーロッパ
40万円	70万円	100万円	

緊急一時帰国費用

保険期間(旅行期間)	保険金額		
	40万円	70万円	100万円
3ヵ月	4,830円	8,460円	12,080円
4ヵ月まで	5,910円	10,340円	14,770円
5ヵ月まで	6,840円	11,980円	17,110円
6ヵ月まで	7,790円	13,630円	19,470円

留学生用セットプラン (保険期間32日から1年まで)のご案内

こんなときに保険金をお支払いします!

詳細は、ページ⑦~⑧の海外旅行保険の概要(保険期間32日以上用)をご覧ください。

寮・ホームステイプラン/アパート・借家プラン 共通

治療・救援費用

留学中のケガや病気で治療・入院が必要になった場合

留学中のケガや病気で3日以上入院し、救援のために日本から家族が駆けつけた場合

傷害死亡

留学中のケガが原因で亡くなった場合

傷害後遺障害

留学中のケガが原因で後遺障害が生じた場合

疾病死亡

留学中の病気が原因で亡くなった場合

航空機遅延

悪天候、機体の異常などにより、搭乗予定の航空機が欠航し、予定外のホテル代が発生した場合

航空機寄託手荷物遅延

搭乗時に航空会社に預けた手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以上経っても目的地に届かず身の回り品を買った場合

寮・ホームステイプラン

寮・ホームステイで生活する場合

賠償責任

留学中に、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなどして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

携行品

留学中にスマートフォンが盗難にあった場合

アパート・借家プラン

アパート・借家で生活する場合

賠償責任 (長期間)

留学中に、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなどして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

生活用動産 (長期間)

留学中にスマートフォンが盗難にあった場合

賃借しているマンションの失火により、家主に対する賠償責任を負った場合

宿泊・居住施設内にある自己所有の家財が盗難等の偶然な事故によって損害を受けた場合

オプションの補償

追加保険料をお支払いいただくことによりセットすることができます。

緊急一時帰国費用 [オプション]

留学中に家族(被保険者の配偶者または2親等以内の親族)が亡くなったり、危篤になり、一時帰国した場合に、往復の交通費、ホテル代等をお支払いします。(海外渡航前から既に入院中であったり、治療を受けている疾病等が原因となるものは対象となりません。)
※保険期間3ヵ月以上の契約にセット可能

留学継続費用 [オプション]

扶養者が事故により、死亡または重度の後遺障害を負った場合(留学を継続するための費用を補償します。)
※保険期間3ヵ月以上の契約にセット可能

このセットプランは、保険期間が32日以上で旅行目的が「留学*」の方向けのプランです。エイチ・エス損保では、寮・ホームステイプランとアパート・借家プランの2つのプランをご用意しております。(※ワーキングホリデーを含みます。)

ご契約タイプ一覧表

ご契約タイプを選び、申込書のご契約タイプ欄にご記入ください。 69歳以下の方用

ご案内 留学先で、建物やマンションの戸室全体を賃借する場合は「アパート・借家プラン」をおすすめします。(「寮・ホームステイプラン」の「携行品補償」では、身の回り品が居住施設(アパート・借家)内にある間はお支払いの対象外となります。また、「寮・ホームステイプラン」の「賠償責任補償」では、建物やマンションの戸室全体を賃借している場合、その部屋に与えた損害はお支払いの対象外となります。)詳しくは取扱代理店またはエイチ・エス損保までお問い合わせください。

寮・ホームステイプラン				アパート・借家プラン					
治療・救援費用 無制限 ← おすすめプラン				治療・救援費用 無制限 ← おすすめプラン					
R23	R01	D23	D01	ご契約タイプ		A23	A01	P23	P01
3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	ご契約タイプ	傷 害 死 亡	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円		傷 害 後 遺 障 害	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
無制限	無制限	1,500万円	1,000万円		治 療 ・ 救 援 費 用	無制限	無制限	1,500万円	1,000万円
2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円		疾 病 死 亡	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円
1億円	1億円	1億円	1億円		賠 償 責 任	—	—	—	—
30万円	30万円	30万円	30万円		携 行 品	—	—	—	—
—	—	—	—		賠 償 責 任 (長 期 用)	1億円	1億円	1億円	1億円
—	—	—	—		生 活 用 動 産 (長 期 用)	100万円	100万円	100万円	100万円
10万円	10万円	10万円	10万円		航 空 機 寄 託 手 荷 物 遅 延	10万円	10万円	10万円	10万円
3万円	3万円	3万円	3万円		航 空 機 遅 延	3万円	3万円	3万円	3万円
19,320円	16,890円	16,390円	13,720円	保険期間 (旅行期間)	32日~34日まで	21,630円	19,200円	18,700円	16,030円
22,520円	19,840円	18,990円	16,010円		35日~39日まで	25,060円	22,380円	21,530円	18,550円
27,220円	24,070円	22,820円	19,300円		40日~46日まで	29,960円	26,810円	25,560円	22,040円
32,590円	28,930円	27,160円	23,040円		47日~53日まで	35,540円	31,880円	30,110円	25,990円
38,860円	34,510円	32,260円	27,360円		2ヵ月まで	42,020円	37,670円	35,420円	30,520円
53,970円	48,180円	44,550円	37,970円		3ヵ月まで	57,870円	52,080円	48,450円	41,870円
77,300円	69,280円	63,440円	54,260円		4ヵ月まで	82,030円	74,010円	68,170円	58,990円
100,750円	90,390円	82,430円	70,540円		5ヵ月まで	106,150円	95,790円	87,830円	75,940円
123,780円	111,160円	101,070円	86,560円		6ヵ月まで	129,890円	117,270円	107,180円	92,670円
146,680円	131,870円	119,580円	102,510円		7ヵ月まで	153,490円	138,680円	126,390円	109,320円
170,150円	153,000円	138,590円	118,810円		8ヵ月まで	177,660円	160,510円	146,100円	126,320円
193,590円	174,140円	157,560円	135,110円	9ヵ月まで	201,790円	182,340円	165,760円	143,310円	
216,970円	195,210円	176,490円	151,350円	10ヵ月まで	225,860円	204,100円	185,380円	160,240円	
240,280円	216,250円	195,340円	167,570円	11ヵ月まで	249,870円	225,840円	204,930円	177,160円	
263,680円	237,360円	214,270円	183,840円	1年まで	273,970円	247,650円	224,560円	194,130円	

保険期間が31日までのご契約については個人セットプラン(保険期間31日まで)のパンフレットをご参照のうえ、お申し込みください。

オプションの補償		緊急一時帰国費用					
保険期間 (旅行期間)	保険金額			保険期間 (旅行期間)	保険金額		
	40万円	70万円	100万円		40万円	70万円	100万円
3ヵ月	4,830円	8,460円	12,080円	8ヵ月まで	9,670円	16,920円	24,170円
4ヵ月まで	5,910円	10,340円	14,770円	9ヵ月まで	10,600円	18,560円	26,510円
5ヵ月まで	6,840円	11,980円	17,110円	10ヵ月まで	11,540円	20,200円	28,860円
6ヵ月まで	7,790円	13,630円	19,470円	11ヵ月まで	12,480円	21,850円	31,210円
7ヵ月まで	8,720円	15,270円	21,810円	1年まで	13,420円	23,490円	33,560円

※留学継続費用の詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

- ご注意ください**
- 留学生用セットプランは旅行目的が留学(ワーキングホリデーを含みます)のみに限ります。旅行目的が留学以外の場合はこのプランにはお申し込みいただけません。
 - 申込書の記入内容によってはお引受けできない場合がありますので取扱代理店またはエイチ・エス損保までお問い合わせください。
 - 年齢が70歳以上の方は、上記の保険料と異なりますので、取扱代理店またはエイチ・エス損保までお問い合わせください。
 - 補償項目によっては上記の保険金額とは別に限度額を定めているものがあります。詳しくはページ⑦~⑧の海外旅行保険の概要(保険期間32日以上用)をご覧ください。
 - 治療・救援費用の無制限とは、治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とするものです。終身にわたって治療費用を補償するものではなく、ケガの場合は事故の日からその日を含めて180日以内、疾病の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。また、費用ごとに金額や人数の限度が定められています。
 - 留学生用セットプランの最長保険期間は1年です。1年を超える留学の場合、満期前に日本で更改手続きをおとりください。(日本にいる代理の方(ご家族・知人等)を介して、ご契約された取扱代理店またはエイチ・エス損保にお申し込みください。)
 - ピッケル等の登山用具を使用するかまたはロッククライミング等の登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、職務以外での航空機操縦等の危険なスポーツを行う場合は原則としてお引受けできません。お引受けできる場合でも割増保険料が必要です。割増保険料のお支払いのない場合は保険金が支払われないことや削減されることがあります。
 - 同種の補償内容の他の保険契約等があるときは、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額について、それぞれ他の保険契約等と合算で、3,000万円以下としてください。

お申し込みの際には、「重要な事項等のご説明」※を必ずお読みください。

※「重要な事項等のご説明」は、海外旅行保険申込書にも同内容のものがセットされています。

重要な事項等のご説明（重要事項等説明書）

この説明書では、海外旅行保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いいたします。

保険契約者と被保険者が異なる場合には、この説明書に記載の事項を被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくために重要な事項を記載しています。

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「サポートブック（ご契約のしおり）」、「別冊サポートブック」をご確認ください。ご不明な点等がありましたら、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。「サポートブック（ご契約のしおり）」にも「用語のご説明」が記載されていますので、ご確認ください。

普通保険約款	契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
保険契約者	保険契約の申し込みをされた方をいいます。保険契約者は保険契約上のさまざまな権利を有すると同時に、保険料支払義務をはじめとした義務を負います。
被保険者	保険の対象となる方または補償を受ける方をいい、保険証券または保険契約証に記載の方をいいます。ただし、賠償責任危険補償特約においては、被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者等を被保険者とします。
保険金	事故が生じた場合に、当社がお支払いする金銭をいいます。
保険金額	ご契約金額をいい、事故が生じた場合にお支払いする保険金の限度額のことをいいます。
免責金額（自己負担額）	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
保険料	保険契約に基づいて、保険契約者にお支払いいただく金銭をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
海外旅行中	保険期間（保険のご契約期間）中で、かつ被保険者が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

海外旅行保険とは、海外旅行中に偶然な事故により被保険者がケガをしたときや病気になったときなどに保険金をお支払いするものです。

<基本となる補償（特約）>		<オプションの補償（特約）>	
基本となる補償は次のとおりです。ご契約タイプによりセットされる補償が異なりますのでパンフレット等のご契約タイプ一覧表をご確認ください。また補償を組み合わせるご契約いただくフリープランもあります。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。		以下のオプションがあります。	
傷害死亡 保険金支払特約	傷害後遺障害 保険金支払特約	疾病死亡 保険金支払特約	治療・救済費用 補償特約
航空機遅延費用等 補償特約		航空機寄託手荷物遅延等費用 補償特約	
携行品損害 補償特約	旅行目的が「留学」の場合は、次の補償を選択することができます。	生活用動産（長期用） 生活用動産損害補償特約（長期契約用）	
賠償責任 危険補償特約		賠償責任（長期用） 賠償責任危険補償特約（長期契約用）	
【歯科治療費用補償特約】…旅行目的が「留学」で保険期間6ヵ月以上の場合、この補償をセットしたプランを選択することができます。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。			

この他、以下の特約が自動セットされます。（条件によっては自動セットされない場合があります。詳細は「サポートブック（ご契約のしおり）」をご確認ください。）

【ホームヘルパー雇入費用等補償特約】【戦争危険等免責に関する一部修正特約】【救援者費用等追加補償特約】【一時帰国中補償特約】

※ 永住権を得て海外に居住している方や帰国予定のない方は、この保険をお引受けできませんのでご注意ください。

2. 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合の内容は次のとおりです。詳細は、「サポートブック（ご契約のしおり）」の「海外旅行保険の概要」および普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡 保険金	海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ⇒ 傷害死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。（死亡保険金受取人を指定した場合は、死亡保険金受取人にお支払いします。） 注 同一のケガにより、既に傷害後遺障害保険金をお支払いしているときは、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の金額を差し引いた額をお支払いします。	【共通】 ○ 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失 ○ 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為（ただし、自殺行為を行い、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の治療・救済費用のうち救済費用部分はお支払いの対象となります。） ○ 戦争、革命などの事変（ただし、テロはお支払いの対象となります。） ○ 放射能汚染 ○ 妊娠・出産・早産・流産およびこれらに基づく病気 ○ 歯科疾病 …など
傷害後遺障害 保険金	海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ⇒ 後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。お支払いする額は、保険期間を通じ合計して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
疾病死亡 保険金	① 海外旅行中に病気により死亡した場合 ② 「海外旅行中に発病した病気」または「海外旅行終了後72時間以内に発病した病気（♣1）」により、海外旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合（♣2） ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症（☆）により、海外旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 【♣1】 その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したものを除きます。 【♣2】 海外旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限り、 ⇒ 疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。（死亡保険金受取人を指定した場合は、死亡保険金受取人にお支払いします。）	
治療・救済費用 保険金	【傷害治療費用部分】 海外旅行中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けた場合 ⇒ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に実際に支出した治療費等の費用のうち、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 【疾病治療費用部分】 ① 「海外旅行中に発病した病気」もしくは「海外旅行終了後72時間以内に発病した病気（♣）」により、海外旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合 ② 海外旅行中に感染した特定の感染症（☆）により、海外旅行終了日からその日を含めて30日以内に医師の治療を開始した場合 【♣】 その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したものを除きます。 ⇒ 治療開始日からその日を含めて180日以内に実際に支出した治療費等の費用のうち、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 【救済費用部分】 ① 海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ② 海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③ 海外旅行中に発病した病気により、海外旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合（♣1） ④ 海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気（♣2）により3日以上続けて入院した場合 ⑤ 搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥ 海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合 【♣1】 海外旅行中に医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限り、 【♣2】 海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限り、 ⇒ 実際に支出した救済費用（救援者の現地までの往復運賃など）のうち、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 【傷害/疾病治療費用部分・救済費用部分共通】 お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額を限度とします。ただし、【救済費用部分】⑥の場合は、治療・救済費用保険金額に関わらず、1回の事故について300万円がお支払いの限度となります。	【傷害死亡/傷害後遺障害/治療・救済費用】 ○ 海外旅行開始前に発生した事故によるケガが原因で死亡した場合または治療した場合 ○ 酒気帯び運転、無資格運転中の事故（ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の治療・救済費用のうち救済費用部分はお支払いの対象となります。） …など 【傷害後遺障害/治療・救済費用】 ○ むちうち症、腰痛などで医学的覚所見のないもの …など 【治療・救済費用】 ○ 海外旅行開始前に発病した病気が原因で治療した場合 ○ 海外でのカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療 …など

（☆）コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症の感染症をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金	海外旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人の物（保険契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品・生活用品を含みます。）を壊すなどして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 ⇒ 1回の事故について、賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金の額などをお支払いします。	【共通】 ○保険契約者または被保険者の故意 ○航空機、船舶、車両（ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、観光に使用中のセグウェイに起因するものはお支払いの対象となります。）、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ○受託物（レンタル業者から借り入れた旅行用品等はお支払いの対象となります。）に対する賠償責任 …など
賠償責任保険金（長期用）	海外旅行中の日常生活に起因する事故、または留学のために供される宿泊施設、居住施設の所有・使用または管理に起因する事故により、誤って他人にケガをさせたり、他人の物（保険契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品・生活用品を含みます。）を壊すなどして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 ⇒ 1回の事故について、賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金の額などをお支払いします。	【賠償責任】 ○職業上の行為に関する賠償責任 ○同居の親族に対する賠償責任 …など 【賠償責任（長期用）】 ○職業上の行為・アルバイト業務に関する賠償責任 ○親族に対する賠償責任 …など
携行品損害保険金	海外旅行中に携行品（カメラ、宝石、衣類、航空券、旅券など）が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 ⇒ 携行品1個（1点、1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券等の場合は合計で5万円）を限度 として再調達価額（同一の質、用途、規模、型、能力の物を新たに購入するのに必要な金額）または修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、これらお支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額をもって保険期間中のお支払いの限度とします。	○保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失 ○サーフィン・ウィンドサーフィン等の運動を行うための用具、 通貨 ・小切手、クレジットカード、コンタクトレンズ等の携行品損害 ○携行品の欠陥、自然の消耗 ○商品・製品等、業務にのみ使用される物の損害 ○ 携行品の置き忘れ、紛失 …など
生活用動産保険金（長期用）	海外現地の宿泊・居住施設内に保管中の被保険者所有の物、または海外旅行中に携行する身の回り品が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 ⇒ 家財・身の回り品1個（1点、1組または1対）あたり20万円（乗車券・航空券等の場合は合計5万円）を限度 として時価額（その損害が生じた地および時における保険の目的の価額）または修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、これらお支払いする保険金の総額は、生活用動産損害保険金額をもって保険期間中のお支払いの限度とします。	○保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失・法令違反 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ○戦争、革命などの事変（ただし、テロはお支払いの対象となります。） ○放射能汚染 …など
航空機寄託手荷物遅延等費用保険金	乗客として搭乗する航空機に寄託した手荷物が、航空機の目的地到着後6時間を経過してもその目的地に運搬されなかった場合 ⇒ 航空機到着後96時間以内に被保険者が負担した必要不可欠な衣類・生活必需品・身の回り品の購入費 をお支払いします。ただし、寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降にこれらを購入した費用は除きます。 1回の寄託手荷物遅延について、10万円がお支払いの限度 となります。	○保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失・法令違反 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ○戦争、革命などの事変（ただし、テロはお支払いの対象となります。） ○放射能汚染 …など
航空機遅延費用等保険金	①搭乗予定の航空機について、6時間以上の出発遅延・欠航・運休等により、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合、または搭乗した航空機の着陸地変更により、着陸時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合 ②搭乗していた航空機の遅延等により乗り継ぎの予定だった出発機に搭乗できず、到着機の到着時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合 ⇒ 出発地（着陸地変更した場合の着陸地を含みます。）または乗継地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が実際に支出したホテル等の宿泊施設の客室料、食事代、交通費等の費用をお支払いします。ただし、 1回の搭乗不能（または到着機の遅延等）について、3万円がお支払いの限度 となります。また、お支払いの対象となる費用について、払い戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引きます。	○保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失 ○戦争、革命などの事変（ただし、テロはお支払いの対象となります。） ○放射能汚染 …など
歯科治療費用保険金	被保険者が海外旅行中に発病した歯科疾病により歯科医師が必要であるとみとめ、歯科医師の治療（予防治療・矯正治療を除く。）を開始した場合 ⇒ 被保険者が、歯科医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に支出した次の①～④の費用のうち、社会通念上妥当な金額に縮小割合（50%）を乗じた額をお支払いします。ただし、お支払いする金額は保険期間を通じ合計して、歯科治療費用保険金額が限度となります。 ①診察費、処置費、手術費 ②薬剤費、治療材料費、医師器具使用料 ③X線検査費、諸検査費、手術室費 ④保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用 注 初年度契約には待機期間を設定し、保険期間の初日からその日を含めて設定した待機期間（90日）を経過するまでの間に発生した保険事故に対しては、保険金をお支払いしません。 注 パンフレット掲載のプランには本補償はセットされておりません。取扱代理店までお問い合わせください。	○保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失 ○戦争、革命などの事変（ただし、テロはお支払いの対象となります。） ○放射能汚染 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○歯科治療を伴わない検査に要した費用 …など

3. オプションの補償	契約概要
オプションの補償として以下の特約をご用意しています。詳細は「サポートブック（ご契約のしおり）」、「別冊サポートブック」等をご確認ください。	
旅行変更費用補償特約（出国中止費用補償対象外特約セット）	被保険者・配偶者・親族の死亡・危篤・入院や自宅の火災等により、旅行を途中で取りやめ帰国した場合に取消料、違約料、帰国費用等の費用に対して保険金をお支払いします。（保険期間3ヵ月未満の個人セットプラン（☆）・フリープラン（☆）にセットできます。）
緊急一時帰国費用補償特約	配偶者・親族の死亡・危篤等により、緊急に一時帰国（♣）した場合に保険金をお支払いします。（保険期間3ヵ月以上の個人セットプラン（☆）・留学生用セットプラン（☆）にセットできます。）
	（♣）配偶者・親族が死亡・危篤等になった日からその日を含めて10日以内に一時帰国し、かつ、一時帰国した日からその日を含めて30日以内に再び海外の滞在地に戻った場合に保険金をお支払いします。
留学継続費用補償特約	留学生の扶養者（契約時に定められた方とします。）が傷害により死亡した場合または重度後遺障害が生じた場合に、予定留学終了時までの期間に対し留学継続費用保険金額を乗じた額を保険金としてお支払いします。（保険期間3ヵ月以上の留学生用セットプラン（☆）にセットできます。）
クルーズ旅行取消費用補償特約	被保険者・配偶者・親族等の死亡・危篤・入院や自宅の火災等により、予定していたクルーズ旅行を中止した場合に旅行業者等に支払う取消料、違約料、査証料等の費用に対して保険金をお支払いします。（個人セットプラン（☆）・フリープラン（☆）にセットできます。）
	（☆）個人セットプラン・留学生用セットプランの詳細については、パンフレットをご参照ください。フリープランの詳細については、取扱代理店までお問い合わせください。

4. 補償重複	注意喚起情報
補償内容が同種の保険契約を既に締結している場合には、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認いただき、契約の要否をご判断いただいたうえでご契約ください。また、お持ちのクレジットカードに海外旅行保険が付帯されている場合には、この保険と補償が重複することがありますのでご確認ください。（クレジットカード付帯の海外旅行保険は、保険金額が少額な場合がある等、補償内容が十分ではないことがありますので、ご注意ください。）	

5. 保険金額の設定	契約概要
保険金額の設定については、次の点にご注意ください。 ①実際にご契約いただくお客様の保険金額については、保険契約申込書にてご確認ください。 ②各保険金額には、引受けの限度額があります。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。なお、次のいずれかに該当する場合は、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、他の保険契約等と合算で、それぞれ1,000万円（旅行目的が留学の場合は3,000万円）が限度となります。 ・被保険者が保険期間の初日において満15歳未満の場合 ・保険契約者と被保険者が異なる場合において、この保険契約の被保険者となることについて被保険者の同意を証する署名がない場合	
6. 保険期間および補償の開始・終了時期	契約概要 注意喚起情報
○保 険 期 間：旅行期間（海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまで）にあわせて設定してください。 ○補償の開始：保険期間の初日の午前0時以降で、海外旅行の目的をもって住居を出発したときに開始します。 ○補償の終了：保険期間の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、住居に到着した時点で保険は終了します。 ※旅行変更費用補償特約、クルーズ旅行取消費用補償特約等、特約によっては補償の開始または終了が上記と異なる場合があります。詳細は「サポートブック（ご契約のしおり）」をご確認ください。	

7. 保険料の決定の仕組みと払込方法等	契約概要
①保険料決定の仕組み	保険料は、被保険者の年齢、保険金額、保険期間、特約、旅行内容（海外旅行中に約款に定められた運動を行う場合など）等によって決定します。実際にご契約いただくお客様の保険料については、保険契約申込書にてご確認ください。
②保険料の払込方法	保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払となります。 ご注意！ 取扱代理店または当社が保険料を領収する前に生じた保険事故に対しては保険金をお支払いできません。保険料はご契約と同時に お支払いください。
③保険料の払込猶予期間等の取扱い	この保険には、保険料の払込猶予期間はありません。

8. 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務（保険契約申込書記載にあたっての注意事項）

注意喚起情報

保険契約者または被保険者には、ご契約締結時に次の告知事項について事実を正確に告知いただく義務があります。保険契約申込書に、★印がついている箇所が告知事項となりますので、内容をご確認のうえ正しくご記入ください。

ご注意! 保険契約申込書にご記入いただいた告知事項の内容が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。

告知事項	①被保険者の年齢	④過去の保険金請求に関する情報	⑦旅行中に従事する職業・職務
	②旅行先	⑤他の保険契約等に関する情報	
	③現在の健康状態	⑥旅行中に行う危険なスポーツ	

2. クーリングオフ（お申し込みの撤回または解除）

注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約で所定の要件を満たす場合には、クーリングオフ（お申し込みの撤回または解除）を行うことができますが、当社の海外旅行保険は、保険期間が1年以内の契約に限定していますので、クーリングオフの対象とはなりません。

3. 死亡保険金受取人の指定について

注意喚起情報

死亡保険金は、受取人の指定がない場合、被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方に死亡保険金受取人を指定する場合は、保険契約申込書の所定欄に受取人氏名等の所要事項をご記入ください。その際、被保険者が同意したことを確認するため所定欄に被保険者の署名・押印をいただきます。これにより、指定した受取人に死亡保険金を確実にお支払いすることができます。

ご注意! 保険契約者と被保険者が異なるご契約で、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、被保険者の同意がないと保険契約が無効となります。

III 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等

注意喚起情報

①職業・職務を変更した場合

ご契約締結後に保険契約申込書記載の職業・職務を変更した場合（職業に就いていない方が新たに職業に就いた場合または職業に就いていた方がその職業を辞めた場合を含みます。）は、保険契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知いただく義務（通知義務）があります。ご通知いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、職業・職務に変更が生じた時以降の期間に対して計算した保険料を請求または返還します。

ご注意! 遅滞なくご通知いただけない場合において、変更後に適用される保険料が変更前のものよりも高いときは、変更後に生じた事故によるケガなどについて保険金を削減してお支払いすることがあります。また、変更に伴い追加保険料が必要となる場合で追加保険料を払い込みいただけないときには、ご契約を解除することや、変更後に生じた事故によるケガなどについて保険金を削減してお支払いすることがあります。

ご注意! ご契約期間中に下記「お引受けできない職業・職務（引受範囲外）」の職業・職務に就いた場合は、契約を解除することがあります。この場合は保険金をお支払いできません。

お引受けできない職業・職務（引受範囲外）

スタントマン、騎手、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、プロボクサー、プロレスラー、力士、テストライダー、テストパイロット、猛獣取扱者、船舶関係従事者、港湾運搬作業員、船内・沿岸運搬作業員、漁業作業員、火薬・爆薬類等の火気を取扱う者、強酸・劇毒物を取扱う者、採鉱・採石作業員、農林作業員、自動車運転者、木・竹・草・つる製品製造作業員、建設作業員、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業・職務

②その他

上記の告知事項のほか、保険契約者の住所などを変更する場合も、重要なお知らせやご案内ができないこととなりますので、必ずご連絡ください。

2. 保険期間の延長手続きについて

注意喚起情報

①海外からの帰国が遅れたり、滞在期間を延長したりする場合など、保険期間の延長をご希望の場合には、取扱代理店または当社において、ご契約延長のお申し込み手続きと追加保険料の払い込みが必要となります。日本にいる代理の方（ご家族、知人等）にご連絡いただき、必ず保険期間が終了する前に、お手続きいただくようお願いいたします。

延長手続きの方法については、「サポートブック（ご契約のしおり）」をご確認ください。

ご注意! 「保険期間延長の追加保険料支払に関する特約」に定める場合を除き、保険期間終了前に延長のための保険料が支払われない場合は、保険期間終了後の事故について保険金をお支払いできません。

②保険期間の末日までに住居へ帰着予定だったにもかかわらず、航空機の遅延や被保険者の病気・ケガによる治療等、約款に定められた事由により帰着が遅延する場合には、保険責任の終期が一定期間自動的に延長されます。なお、この期間を超えて保険期間の延長をご希望の場合はこの期間内に上記①の手続きを行ってください。

3. 解約と解約返戻金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、ご契約の取扱代理店または当社までご連絡ください。ご契約内容、解約時の条件に基づき、未経過であった期間に相当する保険料を解約返戻金としてお支払いします（日割により計算した保険料を返戻するものではありませんのでご注意ください）。

ご注意! 解約返戻金は払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますのでご注意ください。（解約返戻金がない場合もあります。）なお、既にお支払いいただいた保険料と返戻する保険料の差額が最低保険料の1,000円に満たない場合、既にお支払いいただいた保険料から1,000円を差し引いた金額をお支払いします。

4. 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者からのお申し出によりご契約を解除できる場合があります。詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。また本内容については、保険契約者から被保険者全員にご説明ください。

IV その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって取扱代理店と有効に成立したご契約については、当社と直接契約されたものとなります。

2. 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヵ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

3. 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

本保険契約に関する個人情報は、当社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。詳しくは当社ホームページをご参照ください。

○契約等の情報交換について

当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

当社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することがあります。

4. 重大事由による解除について

次の事由があるときは、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。

①保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとした場合

②詐欺を行い、または行おうとした場合

③暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められる場合

④複数の保険契約に加入することで保険金額の合計が著しく高額となる場合

⑤上記のほか、①から④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

5. 事故が起こったとき

(1) まずご連絡ください

この保険の対象となる事故が発生した場合には、「サポートブック（ご契約のしおり）」に記載しているサポートセンター、当社、またはご契約の取扱代理店まで、病気・ケガの状況、事故の内容等を30日以内にご通知ください。

ご注意! 正当な理由がなくご通知のない場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

賠償事故が発生した場合で、被害者（相手側）との間で賠償額を決定（示談）する場合には、必ず事前にご連絡ください。

ご注意! 当社の承認のない決定（示談）をした場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

(2) 保険金請求の手続きについて

保険金の請求を行うときは、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「サポートブック（ご契約のしおり）」の「保険金請求の方法」に記載の書類等をご提出いただけます。

保険金の請求に必要な書類については、「サポートブック（ご契約のしおり）」をご確認ください。

(3) 保険金の支払時期について

被保険者または保険金受取人が保険金請求の手続きを完了した日（請求完了日）から9営業日以内に保険金の支払い手続きをとります。

ご注意! 特別な調査が必要な場合は、請求完了日からお支払いするまでの期間を9営業日よりも延長することがあります。（この場合には被保険者等にあらかじめ通知します。）

(4) 時効について

保険金請求権については時効（3年）があります。保険金請求権の時効の起算点は、補償項目によって異なります。例えば、傷害死亡保険金の場合は、被保険者が死亡した時が時効の起算点となります。

(5) 代理請求人制度について

代理請求人制度とは、被保険者本人が保険金を請求できない事情がある等、特別な事情がある場合に、代理人による保険金の請求ができる制度です。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

当社への相談・苦情・お問い合わせ

【連絡先】 **エイチ・エス損害保険 お客様相談室**

0120-937-836（通話料無料）

受付時間：9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

ご帰国後の事故のご連絡・保険金のご請求

☆はじめて事故のご連絡をいただくお客様

【連絡先】 **エイチ・エス サポートセンター**

0800-100-5503（通話料無料・国内専用）

受付時間：24時間365日

☆ご連絡済みの事故に関する保険金請求等のお問い合わせのお客様

【連絡先】 **エイチ・エス損害保険**

保険金支払サービス部 保険金支払サービス課

0120-123-716（通話料無料・国内専用）

受付時間：9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。

指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 0570-022808 [ナビダイヤル]

受付時間：9:15～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

※海外旅行中に事故で困ったとき、緊急のときのご連絡方法は「サポートブック（ご契約のしおり）」をご覧ください。

告知事項欄 質問⑥の危険なスポーツ

山岳登山（♣1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（♣2）操縦（♣3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（♣4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動、自動車、原動機付自転車、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービル等の乗用具による競技・競争・興行・試運転

（♣1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

（♣2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（♣3）職務として操縦する場合を除きます。

（♣4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

告知事項欄 質問⑦の職業・職務

スタントマン、騎手、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、プロボクサー、プロレスラー、力士、テストライダー、テストパイロット、猛獣取扱者、船舶関係従事者、港湾運搬業者、船内・沿岸運搬業者、漁業業者、火薬・爆薬類等の火気を取扱う者、強酸・劇毒物を取扱う者、採鉱・採石業者、農林業者、自動車運転者、木・竹・草・つる製品製造業者、建設業者、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業・職務

■このパンフレットは海外旅行保険の概要および重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）をご案内したものです。詳細については、取扱代理店またはエイチ・エス損保までお問い合わせください。

■お申し込みにあたっては、このパンフレットもしくは申込書にセットされる「重要な事項等のご説明」に基づき説明を受けてください。または、必ずお読みください。

■このパンフレットに記載以外のご契約タイプについては、申込書（お客様控）裏面をご覧ください。取扱代理店またはエイチ・エス損保までお問い合わせください。

取扱代理店はエイチ・エス損保との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって取扱代理店と有効に成立したご契約については、エイチ・エス損保と直接契約されたものとなります。

●お申し込み・お問い合わせ先 [取扱代理店]

●引受保険会社

エイチ・エス損害保険株式会社

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町3番29号 フォーキャスト市ヶ谷7F

TEL 03-5227-5605（代表）

<http://www.hs-sonpo.co.jp/>